

<コミュニティ備品貸出条件>

備品は狛江市内で使用してください。

貸出、返却の運搬は利用団体が行ってください。

備品の使用中、もしくは使用後において、故障又は破損等が発生したときは、すぐに市役所地域活性課（03-3430-1111代）までご連絡ください。

使用後は、次の利用者に迷惑をかけないように、きれいに清掃し、故障等の有無を確認の上、収納してください。

使用後は返却期限までに、すみやかに返却してください。

借り受けた備品を他の団体等に転貸ししないでください。

備品を破損又は整備不良により使用不能とした場合には、修理費等の費用を全額実費負担していただきます。

破損又は整備不良により損害を与えても、市は一切の補償はいたしません。

連絡先

狛江市 市民生活部 地域活性課

〒201-8585 狛江市和泉本町 1-1-5

03 (3430) 1111 (代)

FAX 03 (3430) 6870 (代)